

10月20日(水)まで！感染症予防対策にかかった費用を補助します 「感染症予防対策支援補助金」

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、事業者の皆さんには、安全な労働環境の確保や「新しい生活様式」に沿った事業の継続が求められています。村では、村内の中小企業や個人事業主を対象に、村内の店舗等で使用する感染症予防のための衛生消耗品や機器の購入・リース、感染症予防対策工事の費用に対し、支援を行います。



要件▼ 村内に店舗、事務所、工場がある中小企業者または個人事業主(村外に居住する方も対象)で▽「いばらきアマビエちゃん」の事業者登録をし、「感染症予防対策宣誓書」を掲示している▽村税に未納がない——を満たす事業者 ※副業(営業収入よりも給与収入が多い場合)等は対象外となります。

補助額▼ かかった費用の全額(上限10万円/事業者)

補助内容▼ 感染症予防対策のための衛生消耗品・機器等の購入や賃借、工事等で、令和3年4月1日から9月30日(木)までに支払い済み(納

品、工事完了)のものについて、補助します。

その他▼ 予算に達し次第終了となりますので、お早めに申し込みください。

申し込み・問い合わせ▼ 10月20日(水)までに、郵送または産業政策課申請書受付ボックス^{どうかん}投函により、産業政策課産業政策推進担当(役場行政棟2階 〒319-1192 東海3-7-1 ☎282-1711 内線1269)へ申し込みください。※対象となる物品や工事など詳細は、お問い合わせになるか、村公式ホームページをご覧ください。

「感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金」

茨城県では、営業時間短縮要請にご協力いただいた飲食店事業者の皆さんに、協力金を支給します。

要件▼ 午後8時から午前5時までの間に飲食店の営業を行う店舗で▽要請の期間の開始日以前に飲食店を開業し、営業していた▽茨城県からの営業時間短縮要請期間の全てに協力した▽食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている▽「いばらきアマビエちゃん」の事業者登録をし、県が定めるガイドライン等に基づき感染症対策を実施している——を満たす事業者

支給額▼ 県独自の緊急事態宣言(8月6日～7日)、まん延防止重点措置(8月8日～19日)、国の緊急事態宣言(8月20日～9月30日)の

それぞれの期間によって異なります。詳細は申請書類をご確認ください。

申し込み・問い合わせ▼ 10月31日(日)までに郵送で「茨城県営業時間短縮要請及び協力金問合せ窓口」(〒310-8555 水戸市笠原町978-6 ☎301-5393)へ申し込みください。※▽書面申請は簡易書留等郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。▽対面での書類申請は受け付けません。▽国の緊急事態宣言が延長された期間(9月13日～30日)の協力金の申請は9月27日(月)以降に受け付けます。

※9月13日時点の情報を基に作成しています。今後の状況により変更となる場合があります。